

労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS、リスクアセスメント、化学物質を取扱う労働者の健康確保に関する内容・支援などのご質問にお答えします。



- 新たな化学物質管理規制にどのように対応すればいいですか？
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか？



050-5577-4862



soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和4年4月1日～令和5年3月17日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質（令和4年4月1日時点で674物質）には、次の3つの義務があります。

ラベルの表示

（譲渡提供する事業者）

SDSの交付

（譲渡提供する事業者）

リスクアセスメントの実施

（使用する事業者）

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの実施にあたりお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。

本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145

<http://www.technohill.co.jp/>

「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内

中小規模事業場に専門家が訪問します

無料

労働安全衛生法に対応されていますか？

労働安全衛生法において、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者に、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務づけられています。

令和4年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A(相談・訪問)」では、無料で中小規模業場に専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います。セミナー形式も可能です。

中小規模事業場を対象に専門家が訪問します(無料)

- 支援内容 ◆ 新たな化学物質規制への対応について
◆ 化学物質のリスクアセスメント方法
◆ GHSラベルやSDSの読み方
◆ 化学物質の危険性や有害性の調査方法
◆ リスクを低減するための対策

※お申込み受付締切:令和5年1月31日

※訪問お申込みは一事業場につき一回となります

こんな疑問はありませんか？



- ◇ 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか？
- ◇ すでに自社でリスクアセスメントを行っていますが、本当にこれで問題ないか不安です。アドバイスいただけますか？

訪問支援お申込みについて

事務局（テクノヒル株式会社）ホームページよりお申込みください。

テクノヒル

検索

で検索または URL : <http://www.technohill.co.jp>

WEBお申込み入力送信後、自動送信の【受付完了メール】が届きましたら、お申込み完了となります。

24時間以内に【受付完了メール】がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

お申込み後、指導員または事務局より訪問日程等のご連絡をさせていただきます。

令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145